明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

21年以上	22年未満	375,400	11年以上	12年未満	263,200
22年以上	23年未満	379,700	12年以上	13年未満	269,700
23年以上	24年未満	385,000	13年以上	14年未満	275,400
24年以上	25年未満	388,900	14年以上	15年未満	281,200
25年以上	26年未満	392,800	15年以上	16年未満	286,600
26年以上	27年未満	396,100	16年以上	17年未満	292,100
27年以上	28年未満	398,100	17年以上	18年未満	297,200
28年以上	29年未満	400,000	18年以上	19年未満	302,000
29年以上	30年未満	401,700	19年以上	20年未満	304,900
30年以上	33年未満	406,900	20年以上	21年未満	307,700
33年以上	34年未満	408,500	21年以上	22年未満	314,700
34年以上	36年未満	409,500	22年以上	23年未満	318,500
36年以上	37年未満	410,600	23年以上	24年未満	320,800
37年以上		411,600	24年以上	25年未満	322,400
			25年以上	26年未満	323,700
			26年以上	27年未満	325,500
			27年以上	28年未満	326,400
			28年以上	29年未満	327,500
			29年以上	30年未満	329,200
			30年以上	31年未満	329,700
			31年以上	32年未満	330,100
			32年以上	33年未満	331,900
			33年以上	36年未満	333,200
			36年以上	37年未満	334,200
			37年以上		334,900

別表第十二（第五条第一項第五号及び第二項第五号関係）

経験年数		月額
		円
1年未満	2年未満	202,700
1年以上	2年未満	208,800
2年以上	3年未満	214,400
3年以上	4年未満	222,300
4年以上	5年未満	228,900
5年以上	6年未満	236,200
6年以上	7年未満	243,300
7年以上	8年未満	243,400
8年以上	9年未満	248,200
9年以上	10年未満	252,900
10年以上	11年未満	258,100

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成三十年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○厚生労働省令第四十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条並びに第三十八条第一項及び第二項、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第四十一条第一項、独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第四条並びに高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第四条の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令等の一部を改正する省令

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（対応する収益の獲得が予定されない承継資産）	（新設）
第十二条の四　厚生労働大臣は、機構が承継する資産のうち棚卸資産について当該資産から生ずる費用に相当する額（次項において「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該資産を指定することができる。	
2　前項の指定を受けた資産に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。	